

『現代の裁判〔第8版〕』補遺

2023年1月
2024年9月更新

第2章 裁判所制度

3 地方裁判所

◇ビジネス・コート

2022年10月、東京地方裁判所にビジネス・コートが設置された。地裁本庁がある霞が関とは少し離れた中目黒の目黒川沿いの庁舎に、東京地裁の知的財産権部、商事部、倒産部といった専門部が移転したものである。その意味で、このビジネス・コートは、ビジネスに関係する裁判を集中して取り扱う、日本で初めての裁判所ということになる。裁判のIT化に関する民事訴訟法改正が2022年5月に成立するなか、ビジネス・コートは、全国の他の裁判所に先駆けて、裁判手続で利用するウェブ会議用ブースを整備するなど裁判手続のデジタル化に対応した専用施設も有している。今後、デジタル化・グローバル化が加速するビジネス関連の紛争を適切に解決するため、スピーディーで予測可能性のある、質の高い審理・判断に向けて、ビジネス・コートが一種の「実験場」となって、様々な新たな試みが展開され、全国に発信されることが期待される。さらに将来的には、外国語による審理を可能にした国際ビジネス関係の専門部などの創設も視野に入ってくる。 [山本]

第4章 裁判の仕組み

5 憲法裁判

◇最高裁判所の法令違憲判決

260頁の第1段落末尾では、「もっとも、法律の規定そのものを違憲とした法令違憲の最高裁判決は、2021年12月時点で9種類10件にすぎない」としているが、その後、在外国国民審査権訴訟判決（最大判令和4・5・25民集76巻4号711頁）、性別変更生殖不能要件違憲決定（最大決令和5・10・25民集77巻7号1792頁）、優生保護法違憲判決（最大判令和6・7・3裁判所ウェブサイト）が下されており、2024年9月時点で12種類13件になっている。

在外国国民選挙権訴訟判決を受けて国会は公職選挙法を改正し、在外国国民がすべての国政選挙において投票できるようにしたが、最高裁判所裁判官国民審査法は改正されず、在外国国民が最高裁判所裁判官の国民審査（⇒115頁）において投票できない状態が続いていた。それに対して、最高裁判所は、「やむを得ないと認められる事由がない限り投票の機会を与えなければならない」という在外国国民選挙権訴訟判決の考え方を国民審査にも及ぼし、最高裁判所裁判官国民審査法が在外国国民に最高裁判所裁判官の国民審査に係る審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79

条 2 項・3 項に違反する，とした。

また，最高裁判所は，性同一性障害者が性別の取扱いの変更の審判を認められるための要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項 4 号の規定（生殖不能要件）について，同法制定当時に考慮されていた制約の必要性は，その前提となる諸事情の変化により低減しているとして，性同一性障害者の「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を侵害し，憲法 13 条に違反するとの判断を示した。

さらに，①特定の疾病や障害（特定の障害等）を有する者，②配偶者が特定の障害等を有する者，③本人または配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が特定の障害等を有する者を対象者とする，同意または都道府県優生保護審査会の決定に基づく不妊手術について定めた旧優生保護法の諸規定について，最高裁判所は，「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を侵害し，憲法 13 条に違反するとともに，①から③にあたる者に対する合理的な根拠に基づかない差別的取扱いにあたり，憲法 14 条 1 項に違反するとした。

[市川]